平成２９年（フ）第３７号
東京都杉並区阿佐谷南１―27―12―105　若松幸枝方、住民票上の住所茨城県筑西市岡芹790　サンライズＡ101
債務者　若松　宣伸
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８号
東京都杉並区阿佐谷南１―27―12―105　若松幸枝方、住民票上の住所茨城県筑西市岡芹790　サンライズＡ101
債務者　若松とし子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１号
東京都北区豊島３丁目27―10―101
債務者　中野　茂樹（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７号
東京都八王子市小比企町533―１―205
債務者　大坂　英雄
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８号
東京都足立区西新井本町５丁目８―15―２Ｆ
債務者　大橋亜希子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５０号
東京都板橋区新河岸１丁目３―２―1411
債務者　廣岡　且子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５号
東京都台東区千束３丁目８―８―401
債務者　安原志穂子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７号
東京都武蔵野市関前１―６―12　グリーンヒルハイム201号、住民票上の住所東京都武蔵野市関前１丁目６―12　グリーンヒルハイム
債務者　近藤　聡美
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６号
東京都新宿区中落合１丁目３―１―105
債務者　宮里　良知
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８号
東京都葛飾区高砂３丁目27―12―203
債務者　栗又　柾行
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９号
東京都足立区竹の塚３丁目16―18―102
債務者　佐々木邦枝
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９４号
静岡市葵区松富３丁目５番60―302号
債務者　日渡　哲司
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９６号
北海道旭川市神楽４条４丁目２番17号　ライフ神楽105号
債務者　石井　　博
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月15日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１６号
北海道旭川市東光７条７丁目１番17号　レオパレス東光第３　101号室
債務者　赤松　　茂
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月29日午後１時10分　旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２３６号
東京都昭島市田中町３丁目５番27―201号
債務者　岡庭　一美
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部